

平成 2 5 年 6 月 2 8 日

平成 2 5 年度復興庁調達改善計画

調達改善の取組の推進について（平成 2 5 年 4 月 5 日付け行政改革推進本部決定）に基づき、復興庁における調達改善計画を策定する。

なお、復興庁は、平成 2 4 年 2 月 1 0 日の設置であり、実質的に 1 年が経過したところであり、過去数年の調達を踏まえた現状分析が難しいことから、平成 2 5 年度については、調達改善の指針と取組を策定し、改善計画とする。

1. 当庁における調達の現状

(1) 当庁における平成 2 4 年度の調達に係る庁費及び委託費関係の契約件数及び金額は、1, 1 4 1 件、1, 4 3 8 百万円となっている。このうち、当庁の特徴としては、

- ・ 公共交通機関の復旧がいまだなされていない市町村へ出向いたり、住民説明会を実施するための車の借り上げ、会場借料等少額の契約が多いこと。
- ・ 本庁を始め各局、支所及び事務所とも民間のビルや地方公共団体の庁舎の一部を借り上げており、これらは、毎年度随意契約を結ぶ必要があること。
- ・ 福島原子力災害に対応して、住民の帰還に資するための事業については、状況を一番把握できている市町村との特命随契を結んでいること。

などが挙げられる。

(2) 競争性の観点からの契約は、以下の通りである。

契約方式		件数	金額
競争性のある契約方式	一般競争	4 6 件	4 1 1, 3 6 7 千円
	企画競争	1 件	1 4, 5 4 4 千円
	公募	2 件	2 8, 9 4 3 千円
競争性のない随意契約		3 5 件	8 3 4, 5 2 7 千円
合計		8 4 件	1, 2 8 9, 3 8 1 千円

※少額随意契約を除く。

2. 調達改善の指針と取組

(1) 随意契約となっている調達

随意契約については、随意契約によらざるを得ない事務所の賃貸借及び市町村への特命随契等を除くと4件あるが、できる限り競争性のある契約方式に移行できないか検討する。

(2) 1者応札となっている調達

一般競争入札46件のうち1者応札となった案件は6件あるが、仕様書を取りに来た事業者で入札に参加しなかった者に対し、参加しなかった理由を確認し、必要に応じ仕様書の内容の見直し等を行うことにより、1者応札の改善を図る。

(3) 庁費関係のうち、汎用的な物品・役務の調達

汎用的な物品・役務の調達に関しては、平成24年度においては共同調達を9件行っており、今後とも共同調達に参加できるものは参加して、契約単価の引き下げを行い、効率的な予算の執行を図る。

なお、平成24年度に共同調達を行っている案件は、以下の通りである。

平成24年度共同調達案件

- ・事務用消耗品
- ・OA用消耗品（トナー）
- ・コピー用紙
- ・速記業務
- ・配送業務
- ・クリーニング業務
- ・健康診断業務
- ・国会議員要覧等の購入（8月）
- ・国会議員要覧等の購入（2月）

(4) 職員のスキルアップ

内閣府が主催する会計実務研修に積極的に職員を参加させ、職員一人ひとりの調達実務のレベルアップを図る。

3. 自己評価

調達改善計画は、上半期終了後及び年度終了後、実施状況について自己評価を実施の上公表する。

4. 調達改善の推進体制

調達改善委員会（仮称）を設置し、本計画の推進を図る。